

# 山部赤人の「富士の山を望る歌」と 高橋虫麻呂の「富士の山を詠む歌」の影響関係

On the Relation of the Influence between The Poem on the Distant View  
of Mt.Fuji Composed by YAMABE-NO-Akahito and The Poem on  
Mt.Fuji Composed by TAKAHASHI-NO-Mushimaro

鈴木 武晴

Takeharu SUZUKI

## 一、序

万葉集巻第三には、山部赤人の「富士の山を望る歌」(三一七〜八番歌)と高橋虫麻呂歌集所出で虫麻呂作と認められる「富士の山を詠む歌」(三一九〜三二二番歌)が並列されている。歌を掲げれば、次のとおり。

山部宿禰赤人、富士の山を望る歌一首并せて短歌  
天地あめつちの分わかかれし時ときゆ 神かむさびて高たかく貴かたき 駿河するがなる富士たかの高たか  
嶺ねを 天あまの原はら振ふり放はなげ見みれば 渡わたる日ひの影かげも隠かくらひ 照ある月つき  
の光ひかりも見みえず 白しろ雲くももい行ゆきはばかり 時ときじくぞ雪ゆきは降ふりけ  
る 語ことり告つげ言いひ継つぎ行ゆかむ 富士ふじの高たか嶺ねは(三一七番歌)  
反歌  
田子たごの浦うらゆうち出いでて見みれば真ま白しろにぞ富士ふじの高たか嶺ねに雪ゆきは降ふり  
ける(三二八番歌)

富士の山を詠む歌一首并せて短歌

並吉みの甲斐の国 うち寄する駿河の国と こちごちの国の  
 み中ゆ 出で立てる富士の高嶺は 天雲もい行きはばかり  
 飛ぶ鳥も飛びも上らず 燃ゆる火を雪もち消ち 降る雪を火  
 もち消ちつつ 言ひも得ず名付けも知らず くすしくもいま  
 す神かも せの海と名付けてあるも その山の堤める海ぞ  
 富士川と人の渡るも その山の水のたぎちぞ 日の本の大和  
 の国の 鎮めともいます神かも 宝ともなれる山かも 駿河  
 なる富士の高嶺は 見れど飽かぬかも (三二九番歌)

反歌

富士の嶺に降り置く雪は六月の十五日に消ぬればその夜降り  
 けり (三二〇番歌)  
 富士の嶺を高め畏み天雲もい行きはばかりたなびくものを  
 (三二一番歌)

右の一首は、高橋連虫麻呂が歌の中に出づ。  
 類をもちてここに載す。

この二つの富士讃歌について、先師伊藤博は、『萬葉集釋注二』  
 に次のように述べている。

この兩作は、どちらかがどちらかを何ほどか意識して織りな  
 されたのではなからうか。もしそうであれば、双方に登場す  
 る「白雲もい行きはばかり」(赤人)、「天雲もい行きはばかり」  
 (虫麻呂)という相似た表現にも、目に見えぬ火花がひそんで  
 いるかもしれない、対象のとらえ方や措辞の相違にはまた別の

燃焼がひそんでいるのかもしれない。

ここに提起された問題については、すでに拙稿「富士の歌の至宝  
 ——山部赤人歌と高橋虫麻呂歌——」(「富士」第3号、平成十九  
 年五月一日、富士短歌会発行)に論じた。本稿はその  
 後の調査研究で明らかになったことの論述である。

## 二、両歌の影響関係

二つの富士讃歌の影響関係を考察する上で、まず注目される表現  
 が、先掲『釋注二』に挙げる赤人歌三二七の「白雲もい行きはばか  
 り」と虫麻呂歌三二九・三二二の「天雲もい行きはばかり」である。  
 「白雲」の「白」は色の表現、「天雲」の「天」は高さの程度の表現  
 として機能している(前掲拙稿「富士の歌の至宝」)。「……もい行  
 きはばかり」の表現は共通であるので、「白雲」と「天雲」は、ど  
 ちらかがどちらかを意識して成した表現であること、疑えない。

この問題を解く上で、注視されるのが赤人歌三二七の表現である。  
 冒頭から「天地の分かれし時ゆ 神さびて高く貴き 駿河なる富士  
 の高嶺を 天の原振り放け見れば」と、「天」と「高」が密接に関わっ  
 て、富士の山の高さを表わしている。そして、「天の原振り放け見  
 れば」の行為による、日・月・白雲・雪の富士四景を次のように叙  
 述している。

渡る日の影も隠らひ

照る月の光も見えず  
白雲もい行きはばかり  
時じくぞ雪は降りける

以上のような表現の在り方は、「天の原」の「天」と「白雲」の「雲」を合わせて「天雲」という言葉を成す契機となる。事実、虫麻呂は三一九番歌に「なまよみの甲斐の国 うち寄する駿河の国と ちちごちの国のみ中ゆ 出で立てる富士の高嶺は 天雲もい行きはばかり……」と詠み、反歌第二首三二二に「富士の嶺を高み恐み 天雲もい行きはばかりたなびくものを」と詠んでいるのである。「白雲」と「天雲」の影響関係は、「白雲」から「天雲」へと見るのが自然である。

富士四景のうちの「時じくぞ雪は降りける」(「ける」は係助詞「ぞ」を受けての連体形)の「雪は降りける」も、反歌三二八の「富士の高嶺に雪は降りける」とともに、虫麻呂富士讃歌との影響関係を考察する上で重要な表現である。虫麻呂もこの「雪は降りける」の基本文型を反歌第一首三二〇に次のように用いているからである(前掲拙稿)。

富士の嶺に降り置く雪は六月の十五日に消ぬればその夜降り  
けり

この歌は、『駿河国風土記』逸文の、

富士ノ山ニハ雪ノフリツモリテアルガ、六月十五日ニソノ雪

ノキエテ、子ノ時ヨリシモニハ又フリカハル(仙覚『萬葉集  
註釋卷第三』所引)

に拠って詠まれたことが明らかになつていけるけれども、そのことだけでは「雪は……降りけり」という歌の結構になつている理由を明らかにすることはできない。この歌の結構は、虫麻呂が赤人歌三二七、三二八の「雪は降りける」を意識して応用したと考えることで解くことができるのである。第二句の「雪は」を「富士の嶺に降り置く」という状況説明で修飾し、第五句の「降りけり」を「六月の十五日に消ぬればその夜」という状況説明で修飾した歌が、虫麻呂の三二〇番歌であると言うことができる。「六月の十五日に消ぬればその夜降りけり」は「六月の十五日に消えりと、その夜降り積もったことだ」の意で、赤人の三二七歌の「時じくぞ雪は降りける」と同様の意味を表わしていることがわかる。また、赤人歌の「雪は降りける」が昼の情景であるのに対し、虫麻呂三二〇歌は、「その夜降りけり」と夜の景を歌っている。このことも、虫麻呂が赤人歌を意識して歌ったことを語り告げている。

赤人三二七歌の「時じくぞ雪は降りける」、三二八歌の「真白にぞ富士の高嶺に雪は降りける」は、それぞれ係助詞「ぞ」を用いての強調表現である。「真白にぞ」の「ぞ」は下の文脈に対しては係助詞として機能しているけれども、第一句からの文脈では「真白であるぞ」という終助詞的強調効果を持つていえると言えらる。このような赤人歌の助詞「ぞ」の用法を意識して、虫麻呂は、三二九歌において「その山の堤める海ぞ」「その山の水のたぎちぞ」と、「ぞ」を終助詞として用い、臨場感強く詠んでいるのである。

赤人三二七歌の日・月・白雲・雪の富士四景そのものに対して、虫麻呂は、

天雲もい行きはばかり  
飛ぶ鳥も飛びも上らず  
燃ゆる火を雪もち消ちつ  
降る雪を火もち消ちつ

と、天雲・鳥・火(雪)・雪(火)の四景で対している。このことも、虫麻呂歌が赤人歌を意識しての応用と見る方が自然であることを告げていよう(拙稿「高橋虫麻呂の『富士の山を詠む歌』——表現・構成と旅程——」、都留文科大学大学院紀要第二十四集、二〇二〇年三月)。この四景の順は、赤人歌三二七の第三景「白雲もい行きはばかり」を意識して先述のように「白雲」を「天雲」に改変した「天雲もい行きはばかり」を第一景にあげて展開したことを物語っている。赤人歌三二七は、日と月、白雲と雪が対になっている四景であるが、虫麻呂歌三二九も「天雲」と「飛ぶ鳥」、「燃ゆる火」と「降る雪」が対になっており、この点も赤人歌の用法を意識してのことと思われる。そして、赤人歌のように、第一景の「天雲」と第四景の「降る雪」が対応するような構成になっているのである。また、赤人歌の四景の第一から第三景までの渡る日、月、白雲が横方向への動きを伴う景であるのに対し、第四景の雪のみ上から下への動きに基づいて降り積もっている景となっている。これらに対し、虫麻呂歌の富士四景は第一景の「天雲」が赤人歌と同様、横方向に移動する景であるのに対し、第二景「飛ぶ鳥」と第三景の「燃ゆる火」は下か

ら上への動き、第四景の「降る雪」は上から下への動きの景となっており、ことに第三・四景は上からの雪と下からの火のせめぎあいの活力を描写している(拙稿「高橋虫麻呂の富士の歌」、富士第2号、二〇〇七年三月一日、富士短歌会発行)。色彩的には「雪」の「白」と、赤人歌にない「火」の「赤」を対照的に用いている。このような点も虫麻呂が赤人歌を意識したことに拠ろう。さらに、虫麻呂歌には、赤人歌にない「飛ぶ鳥」も登場させ富士の高さを描いていることも注目される。虫麻呂歌は、この「鳥」の目で富士の偉容を捉え、「せの海と名付けてあるも その山の堤める海ぞ 富士川と人の渡るも その山の水のたぎちぞ」と鳥瞰的に描写しているのである。

赤人歌三二七の富士四景の第一景の「渡る日」は、虫麻呂歌三一九の「日の本の大和の国の「日の本」に生かされており、「渡る」も「富士川と人の渡るも」と地上の「渡る」に應用されている。同じく「照る月の光」も、虫麻呂の反歌三二〇の「六月の十五日」という日の満月の光に應用されていると言える。拙著『甲斐万葉の歌譜』の43節に紹介した飯田龍太氏「富士山と詩歌」の「水無月の満月の夜といったところがじょうじょうの余韻を曳いて、秀峰の背景を大きく描出した。」という見解が参考になる。

虫麻呂歌が赤人の富士讃歌の影響を受けたと考えられることはまだ他にも存する。赤人歌三一八には「田子の浦」という海に関わる固有名詞が登場しているが、虫麻呂歌三一九には「せの海」(富士山北側に存した巨大湖)が登場している。この点も、赤人歌の海に内陸の海である湖を対応させたものと考えられる。虫麻呂は常陸国在任中に「筑波山に登る歌」(巻九・一七五七・八番歌)を詠んでおり、その長歌一七五七に、「新治の鳥羽の淡海」(茨城県下妻市大宝

八幡宮周辺にあった湖沼を詠み入れている。このことも、湖に視点を置いて「せの海」を詠む下地となったであろう。この「せの海」を詠み入れたことが、「富士川」を詠み入れることにつながっているのである。

赤人歌の「神さびて」（神々しく、の意）を意識して虫麻呂は「言ひも得ず名付けも知らず くすしくもいます神かも」「日の本の大和の国の 鎮めともいます神かも」と、富士の山そのものを神として崇めてゐる。「神」から「神さびて」への流れは考えにくく、赤人歌の「神さびて」から虫麻呂歌の「神」への流れを考えるのが自然である。

以上のように、虫麻呂の富士讃歌は、赤人の富士讃歌の影響を受けて詠み成された歌であると考えられ、赤人歌三一七の「語り告げ言ひ継ぎ行かむ 富士の高嶺は」を受けての、まさにその実践の歌とすることができると言える。

赤人富士讃歌から虫麻呂富士讃歌へという影響関係は、二つの歌の詠作年と詠作事情を考察することによって、いっそう明らかになる。

### 三、両歌の詠作年と詠作事情

山部赤人の富士讃歌は神亀元年（七二四）の歌と考えられる。直前の中納言大伴旅人の三一五～六番歌が、神亀元年暮春三月の作（未奏歌）であり、その三首前の三一二番歌に、養老六、七年（七二二～三）ころに式部卿の任に就いたと推察される藤原宇合の歌が存するから

である。

一方の高橋虫麻呂の富士讃歌は、いつ頃詠まれたのか。この問題を解く鍵が虫麻呂富士讃歌の左注である。この左注には、前記のように、高橋虫麻呂歌集の所出であることと、赤人の富士讃歌と同様の富士讃歌であることから、「類をもちてここに載す。」ことを編者が記している。同様の注記は、万葉集中他に八例ほどが存する。次のとおり。

①右の件の歌どもは、枢（ひつぎ）を挽（ひ）く時に作るところにあらずといへども、歌の意を准擬ふ。この故に挽歌の類に載す。（巻二・一四一～五番歌左注）

②去にし神亀二年に作る。ただし、類をもちての故に、さらにここに載す。（巻五・九〇三番歌脚注）

③右は、年月番（つばひ）らかにあらず。ただし、歌の類をもちてこの次に載す。或本には「養老七年の五月に、吉野の離宮に幸す時の作」といふ。（巻六・九一三～六番歌左注）

④右は、作歌の年月いまだ詳らかにあらず。ただし、類をもちての故に、この次に載す。（巻六・九四二～七番歌左注。この六首は山部赤人歌）

⑤右は、作歌の年審らかにあらず。ただし、歌の類をもちて、すなはちこの次に載す。（巻六・九五四番歌左注）

⑥右の一首は、譬喩歌の類にあらず。ただし、闇の夜の歌人の所心の故に、並(とも)にこの歌を作る。よりて、この歌をもちて、この次に載す。(巻七・一三七五番歌左注。一三七四番歌と作者、同時の歌であることの注)

⑦右の一首は、或本には「小弁が作」といふ。或いは姓氏を記せれど名字を記すことなく、或いは名号を併(い)へれど姓氏を併はず。しかれども、古記によりてすなはち次をもちて載す。すべてかくのごとき類は、下みなこれに倣(なら)へ。(巻九・一七一九番歌左注)

⑧右の一首は、秋の歌に類せず。和するをもちて載す。(巻十・二二〇八番歌左注。一三〇七番歌と同時の和する歌)

以上の八例に関連する例として、巻六の、「神亀二年乙丑(まのしゅう)の夏の五月に、吉野の離宮に幸(いでま)す時に、笠朝臣金村が作る歌」(九二〇〜九二二番歌)と「山部宿禰赤人が作る歌」(九二三〜九二七番歌)の先後が明らかでなく、便宜上、この順序に載せた旨の「右は、先後を審らかにせず。ただし、便をもちての故に、この次に載す。」の左注がある。

いずれの例も、「類をもちて…載す」及びその類似の表現と関わって、詠作時・詠作年(年月)についての注記がある。⑦の「古記によりて」もこれに準じて捉えられる。

このような事例を考慮して、虫麻呂の富士讃歌三一九〜三二一の左注を見ると、「右の一首は、高橋連虫麻呂が歌の中に出づ。類を

もちてここに載す。」という記載しかなく、「作歌年月未詳也」とか「審先後」等の注記がない。このことから、当面の虫麻呂富士讃歌が収録されていた高橋連虫麻呂歌集の中の当面歌の配列位置から、詠作年の推定が可能であったということが考えられる。虫麻呂の富士讃歌は、もともと巻九の高橋虫麻呂歌集である「霍公鳥を詠む一首并せて短歌」(一七五五〜六番歌)の直後に配列されていたと推定される。二つの「詠む」歌が並び立っていたと考えられる。その霍公鳥詠の直前には「検税使大伴卿が、筑波山に登る時の歌」(一七五三〜四番歌)があり、養老六年(七二二)の夏五月〜六月の一時期の歌と推定される(拙稿「富士の高嶺の鳴沢の歌」(注5))。編者は山部赤人の富士讃歌と高橋虫麻呂の富士讃歌の詠作時期を同じ年で、赤人の歌の方がややはやいと見ていたと考えられる。そういうこともあつて、詠作時についての注記をほどこさずに、赤人歌の次に虫麻呂歌を並べたということが考えられるのである。

赤人の富士讃歌が神亀元年(七二四)の歌と推定されるので、虫麻呂の富士讃歌も神亀元年の歌と推定される。

そこで、『続日本紀』を検するに(『続日本紀二』(注6)に拠る)、この神亀元年(七二四)の四月七日に、海道(東北地方の太平洋側一帯)の蝦夷の征討のため、式部卿正四位上藤原宇合を持節大將軍とし、宮内大輔従五位上高橋朝臣安麻呂を副將軍としたという記述が目をつく。

高橋虫麻呂の庇護者藤原宇合が持節大將軍であることから、虫麻呂はこの東国への旅につき従ったであろう。副將軍が同じ高橋氏の安麻呂(注7)であり、安麻呂にとって宇合とともに常陸国赴任の経験のある虫麻呂がいることは、何かと心強かつたであろう。四月七日同

日に、判官八人、主典八人（それぞれ具体的氏名なし）も任命されている。先掲『続日本紀二』の脚注には、「この場合、判官は軍監、主典は軍曹（軍防令24義解に『軍曹者大主典也。録事者少主典也』）と記している。これを参考にすれば、虫麻呂は録事を行なう少主典に抜擢されていた可能性が高い。

旅する虫麻呂の脳裏には、東海道十二国（伊勢・尾張・参河・遠江・駿河・甲斐・伊豆・相模・武蔵・総・常陸・陸奥）の荒ぶる神を平定し、まつろはぬ蝦夷等を従わせた倭建命のことが刻まれてあつたであろう。

東国では常陸国府を本部基地とし、多賀城を前線基地として蝦夷平定にあつたであろう。そして、任を終了した時、宇合は、行路において、内陸の国ゆえ目くばりができなかった甲斐の国の視察を虫麻呂に命じたのであろう。もし何か問題があれば宇合らも甲斐の国に入ることができるよう。

虫麻呂は、倭建命が平定の任終えて帰京の途次に入った甲斐の国に東海道甲斐路から倭建命の足跡を辿るようにして入り、甲斐の国の様子を目に焼き付け、かつ記録したのであろう。倭建命と同様、富士の山やせの海を近くに、甲斐国府にも寄り、酒折宮にも参詣したかと思われ。そして、甲斐国の西側を流れる富士川沿いに下り、駿河の国の東海道に出たものと推察される。虫麻呂たちを出迎えてくれたのは、富士郡の郡家（郡衛）の人たちであつたであろう。富士郡の郡家（郡衛）は富士の山に関する祭祀や信仰の中心的場所であつた（令和二年度山梨県立考古博物館夏季企画展「異世界と現世の交差点―富士山と考古学―」の展示資料に拠る）。その富士郡の郡家が宇合たちとの合流地点であつたであろう。そして、この郡

家で先に訪れていた山部赤人の富士讃歌の写しを見て感動し、それを写したものと推察される（後述）。そして、この富士郡の郡家か、駿河国府のいづれか、あるいは双方で、『駿河国風土記』逸文の富士の雪の伝説を知るに至つたものと察せられる。宇合たちと合流した虫麻呂は、さっそく甲斐の国の状況について報告したのであろう。そして、東海道を都へと上つていったのである。

虫麻呂は帰京後、倭建命追体験である甲斐臨場体験に基づく富士讃歌を成したと考えられる。倭建命の足跡をたずねたことよって生まれた文学的表現が「並吉みの甲斐の国」の表現であり、倭建命が見たように富士の山とその環境をより近くで実感した経験が、富士讃歌の内容に結実したと言える。「並吉みの甲斐の国」の表現には、倭建命が見た甲斐の国のうるわしい山々の景への思いが投影されているであろう。倭建命が「倭は 国のまほろば たたなづく 青垣 山隠れる 倭しうるはし」と詠んだ大和のうるわしい山々の景を倭建命に想起させたであろう甲斐の国のうるわしい山々の景への思いを、虫麻呂自身の思いとともに、投影させた表現が「並吉みの甲斐の国」であると思われる。

虫麻呂の富士讃歌は、宇合へ行なつた甲斐報告の和歌化であるとともに、重要な任務を成し遂げた藤原宇合や高橋安麻呂への祝意歌でもあると考えられる。特にその「日の本の大和の国の 鎮めどもいます」のところに込めているであろう。宇合らの鎮護国家のための任務遂行を富士も見守っていたかのように祝意をこめていよう。

高橋虫麻呂に対して、山部赤人は、神亀元年（七二四）、高橋虫麻呂より早く東国へと下つていたのであろう。そして、駿河の国の田子の浦を通つて富士の見える所に出た時の感動に基づいて、富士讃

歌を成したのである。すでに、駿河国府の場所を通過しており、富士郡の郡家において、詠み成した富士讃歌を披露したものとと思われる。そして、赤人は富士讃歌の歌稿の写しを置きみやげのようにその郡家に残して行ったのであろう。くしくも、高橋虫麻呂も、先述のように富士川沿いに下つてきて駿河国富士郡の郡家に至ったものと推察される。そして、赤人やその富士讃歌のことを聞き、赤人が残していった富士讃歌の写しを見たり、それを写したりする機会に恵まれたものと思われる。

別案として次のように考えることもできよう。東国に赴任する赤人たちも藤原宇合の一行について都を旅立ったという可能性も考えられる。この場合、虫麻呂は富士郡の郡家で赤人が富士讃歌を披露したのを直接聞いたであろう。赤人からその歌稿の写しを入手することもできたであろう。いずれにしても、赤人歌と虫麻呂歌の表記の面において、「不盡山」「布土」「駿河有」「伊去波伐加利」(以上、三二七と三二九)、「落」(三二七)・「零」(三二八)と「落」(三二九)・「零」(三三〇)などが共通し、表現においても、「光も見えず」(三二七)と「飛びも上らず」「言ひも得ず」「名付けも知らず」(以上、三二九)などが共通していることは、富士郡の郡家における、如上の接点の事情があったことによるであろう。

赤人の富士讃歌と虫麻呂の富士讃歌は同じ神亀元年(七二四)の作と推定できるけれども、赤人歌の方が虫麻呂歌より早く成立していたと言える。そして前述のように、虫麻呂は赤人歌を意識し、その影響を受けながら個人的な富士讃歌を詠み成したのである。結果的に、行路の赤人富士讃歌は帰路の虫麻呂富士讃歌を照らし出し、虫麻呂富士讃歌は赤人富士讃歌を照らし出している。そして、二つ

の富士讃歌は日本の至宝の富士歌として、これからも輝き続けるであろう。日本人の心に清く力強く響き続けるであろう。

(二〇二〇年十二月四日)

(注)

- 1、一九九六年二月二十五日、集英社発行
- 2、平成二十四(二〇一二年)九月二十八日、山梨日日新聞社発行
- 3、『飯田龍太全集第四卷随想Ⅱ』所収。平成十七(二〇〇五)年八月三十一日、角川学芸出版発行
- 4、拙論「富士の高嶺の鳴沢の歌」(「甲斐」第一二二号、特集富士山 創立七十周年記念論文集、平成二十二(二〇一〇)年二月六日、山梨郷土研究会発行。論文は平成二十一(二〇〇九)年五月三十一日受理)に推定したように、養老六年(七二二)年夏の五月〜六月の一時期に検税使として常陸国を訪れた大伴卿(大伴旅人と覚しい)に関わる、「筑波山に登る時の歌」(一七五三〜四番歌)と「鹿島の郡の刈野の橋にして、大伴卿と別るる歌」(一七八〇〜八一番歌)が巻九に収録されている。藤原宇合が式部卿に任じられたのは、この後、常陸国守の任を終えて帰京してからのことで、養老六〜七年(七二二〜三)のころと推定される。
- 5、注4に掲げた拙論に同じ。
- 6、一九九〇年九月二十七日、岩波書店発行
- 7、『万葉集』の天平十年(七三八)八月二十日の、右大臣橘諸兄

の家での宴歌一〇二七の左注に「右の一首は、右大弁高橋安麻呂卿語りて『故豊島采女が作なり』といふ。」とある。

8、「郡家」の語を押し立て、「郡衙」をカッコ書きで示したのは、佐藤信著『古代の地方官衙と社会』（二〇〇七年二月二十五日、山川出版社発行）の「①―律令国家と地方官衙」に、平安時代後期ごろから「郡衙」と称される場合もあるが、八世紀にはそうした用語は用いられていないので、「郡家」の語を用いると述べているのに拠る。

9、本稿筆者が「並吉みの甲斐」説を発表している論文・著書は左記のとおりである。

- ① 『「なまよみの甲斐」考』、都留文科大学研究紀要第六十七集、平成二十年（二〇〇八）三月二十四日、都留文科大学発行
- ② 『続「なまよみの甲斐」考』、『文化の継承と展開』所収、平成二十三年（二〇一一）三月十日、勉誠出版発行
- ③ 『甲斐 万葉の歌譜』（第4節）、平成二十四年（二〇一二）九月二十八日、山梨日日新聞社発行
- ④ 『「なまよみの甲斐」補考』、都留文科大学研究紀要第九十一集、令和二年（二〇二〇）三月、都留文科大学発行

「並吉みの」の「並」の表記は万葉集を参照した表記であるけれども、拙論①に指摘したように、高橋虫麻呂が『常陸国風土記』行方郡の倭建命関係説話に存する「行細」「行方」の「行」(行列、配列、並べ方の意味)に基づいて考案した枕詞が「並吉みの」である。それゆえ、「行吉みの」と書く方が、より一層、虫麻

呂の意にかなうものと思われる。が、虫麻呂歌に「二並ぶ筑波の山」(巻九・一七五三番歌)の原文「並」の文字使用例があり、虫麻呂自身も「行」と「並」の双方の文字を考慮していたと思われる。それゆえ、「行」と同じ意味を表す「並」という、万葉集のわかりやすい一般的文字を用いて「並吉みの」と表記する次第である。

受領日…二〇二〇年十二月六日  
受理日…二〇二〇年十二月七日